



Title	宗教情報教育の可能性 : 「カルト」団体によるキャンパス内勧誘行為を考える
Author(s)	櫻井, 義秀; SAKURAI, Yoshihide
Citation	高等教育ジャーナル, 12, 51-60
Issue Date	2004
DOI	https://doi.org/10.14943/J.HighEdu.12.51
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28775
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_P51-60.pdf



宗教情報教育の可能性

「カルト」団体によるキャンパス内勧誘行為を考える

櫻井 義秀*

北海道大学大学院文学研究科

General Education for Providing Information on Religions: A Consideration of "Cults" Proselytizing on Campus

Yoshihide Sakurai**

Graduate School of Letter, Hokkaido University

Abstract There have been few recommendations on how to help keep students out of trouble caused by "cults" and "self-enlightenment seminars." Because we should respect individual freedom of religion and its expression under Article 20 of the Constitution, national universities have not intervened in religious affairs on campus. If students know enough about them and calmly decided to become affiliated with them, we can respect their faith. However, some particular groups tend to approach students on campus while concealing their actual purposes and activities, and aim at exploiting students for their money and manpower. How should we deal with those groups and their potential and substantial "victims" on campus? If we found that some students could not concentrate on their studies due to involvement in their zealous activities, would we have the responsibility to appeal to them to reconsider their activities? This paper suggests that universities should appeal to students, especially newly enrolled students, and that information on religions be provided. We should consider not only how to deal with their proselytizing attempts but also explain why such new religious movements have been so successful in our time. Considering human rights and social publicness regarding the "cult controversy," this could give students food for thought to form their own philosophy. General education has a role to nurture students' insights into human life and society, which will eventually lead to an appropriate life on campus.

(Revised on May 14, 2003)

*) 連絡先 : 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科

**) Correspondence: Graduate School of Letters, Hokkaido University, Sapporo 060-0810, JAPAN

1. 現代の「カルト」問題とキャンパス内の勧誘

1.1 「カルト」問題とキャンパス

現在、「カルト」問題として、特定教団による違法行為を含む人権や社会的公共性への侵害が目立っている。宗教団体が世俗社会と一線を画す性格を持つのは当然としても、度を超して社会と葛藤をおこす幾つかの教団があり、それらが「カルト」視されている。

元来、宗教学、宗教社会学におけるカルト論は、カリスマ的宗教指導者により形成された緩やかな信奉者集団という教団類型の議論であり、1960年代のアメリカにおける新宗教運動を分析する概念として用いられていた(井門1997)。しかし、マスメディアをはじめ、一般社会では、不当なやり方で布教し、信者の労力や資産を収奪する幾つかの教団を「カルト」として社会問題化してきた。本論文でも、上記の教団活動において不法行為責任を裁判で問われたか、従来、宗教活動として認められてきた領域を大幅に逸脱している特定教団を、「カルト」として一般の宗教から区別し、社会問題の所在を示す標識として用いようと思う(櫻井2002b)。

このような「カルト」の問題が、一般の学生とどのように関わっているのかを説明してみたい。1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件当時、マッド・サイエンティストを輩出した大学教育の在り方が一時期問われたが、さほど大きな議論にはならなかった。その直接の結果ではないにしても、オウム事件後に事件の概要を報道で知りながら教団に入信した学生や青年達が少なからずいる。彼等が現在のアーレフ(オウム真理教から改称)を支えている。彼等は、無差別テロ行為によって人生を絶たれた被害者及び被害者遺族が背負った数千の人生に思いがけない。「聖無頓着」等といった教義的粉飾はともかく、彼等は他者の存在を実感できないか、社会的責任という観念を喪失していると思われる。

むしろ、彼等は生来人の痛みが分からない子供や青年であったわけではない。教団生活を続ける中で、自分と他人の救済のために、教祖(現在は開祖)の命令をその通りに実行する信者に育てあげられてしまったのである。これを「マインド・コントロール」として批判する議論もあるが、ここでは割愛したい(ハッサン1993;西田1995;榊2002)。彼等の元々の

自我と生活態度は、強烈なカリスマと特異な修行方法による実感主義(知性と倫理性のたがはずれたという意味で)に粉砕されてしまったのであろう。そこまで至ったのは、やはり彼等が、高等教育において脆弱な倫理観と判断力しか身に付けられなかったからではないか。

このように考えてみると大学の教育責任というのは極めて重いものがある。もちろん、法律的にも社会的にも大学は責任を問われたことはなかったし、現在の大学教育に学生の人生観や生活態度に対する感化力をそこまで期待されても困るということもあるかもしれない。また、学生の宗教的志向性(嗜好性)にまで大学が口を挟む必要はないし、そのような介入は信教の自由を侵害するのではないかという考えもある。この点については次節で詳しく説明することにして、筆者の基本的な考えを最初に明記しておきたい。

いわゆるキャンパス内の「カルト」問題への対応として、中長期的には、様々な領域の学問体系を身につけるなかで学生の思考力・判断力を養うことが肝要である。しかし、短期的には、幾つかの問題多い団体の勧誘行為に対しては、学生に十分な注意を呼びかける対応が必要ではないだろうか。一般学生の判断力や常識を上回る勧誘戦略を駆使する団体が現に活動しており、そのような布教戦術は社会的に極めて問題の多いものである。

また、ここ数年は自己啓発セミナーといわれる会社組織が、学生や青年を対象に「自己発見、自己分析」、或いは「本当の出会い」等と謳いながら、多くの学生を勧誘している。

「自己啓発セミナー」とは、カール・ロジャースのエンカウンター・グループ療法に端を発した心理療法が、アメリカのカウンターカルチャーであるHPM(human potential movement)と奇妙に結びつき、集団内の相互作用による共感、支持による癒し、示唆、介入による自己発見等を目的とする心理療法から、企業幹部候補生の訓練や自己の潜在能力の開発に力点を置いたビジネスまで裾野を広げた自己啓発法のセミナーである。高名なセミナー指導者であったワナー・エルハルトはエスト(エルハルト・セミナー・トレーニング)をつくった。L・ロン・ハバードが開発したダイアネティクスが後にサイエントロジーと再編され、エスト同様、このセミナー会社がサイエントロジー教会となるに至って、「カルト」視されている。

る。日本でも1970年代末にライフダイナミクス社が生まれ、トレーナー達が自分たちのセミナー会社を設立した。ライフスペースも自己啓発セミナーであった。

いわゆる自己啓発セミナーのマルチ商法的手法として批判されるのが、癒し系ビジネス型である。純ビジネス型は、高額な受講料を取るが、セミナー参加者はセミナーの成果を自分の仕事に生かすだけである。それに対して、癒し系ビジネス型はセミナーの受講生を使って新規顧客を開拓する。街頭でのキャッチ、サークルやクラスの友人、職場の同僚への勧誘等、受講生は自分の感動を善意で伝えようとするが、実際は集客マシンとして利用されているにすぎない。ボランティアで参加しているスタッフもただ働きである。セミナーを「洗脳体験」、「マインド・レイプ」として批判する本もあるが、筆者の印象では、たかだか3日のセミナーで思想改造が行われるほど、人間の認知構造は、柔ではない。但し、被暗示性の強い人で、初めて心の中に土足で足を踏み入れられた人はかなり傷つく。また、熱心な学生が上級セミナー参加のためにバイトや勧誘に忙しく、学業が疎かになる点が相当に問題である（<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Poplar/5851/>等を参照）。

『2002年度版学生生活実態調査』（北海道大学学務部）によれば、「カルト宗教団体や自己啓発セミナー等への参加勧誘を受けて嫌な思いをしたことがありますか」の問いに、21.9%（1263名中）の学生があると答え、「他人が勧誘を受けて困っているのを見聞きしたことがありますか」の問いには、27.8%（1261名中）の学生があると回答している。自分がどのような勧誘を受けているのか分からない学生も相当数いると思われる。こうした学生数も加えていけば、全学のかなりの学生が、この種の勧誘行為に日常さらされているのである。

キャンパス内外で勧誘活動を行う「カルト」視される宗教団体や「自己啓発セミナー」に対して、大学はどのような態度をとり、施策を行うべきであろうか。この点を考えるために、次章ではキャンパス内の宗教活動と学生の宗教意識に関して実態を観察し、それに基づきながら、3章1節から3節では宗教情報教育、4節では被勧誘トラブルへの対処を具体的に考えていきたい。

1.2 信教の自由と自己決定/自己責任の問題

読者の中には、学生に対するパターンリズムは学生の自立を遅らせるのではないか、学生がどのような思想・信条を持つと自由ではないかと考えられる方もいるだろう。

一見どれほど奇異にみえる教え、儀礼、活動であっても、その人が自分の意志で選んだ宗教であれば認めるべきであるというのが、憲法で保障された信教の自由であろう。そして、そこには宗教活動の一環として布教する自由も認められている。違法行為を行う教団であればともかく、宗教法人として認証された教団の学生信者が、憲法により保証された信教の自由に基づき、信仰の発露として布教・伝道活動を行うことに、様々な価値追求の自由を重んじる大学が異議をはさむのはおかしい。まして、特定の宗教・信条を設立理念としない国立大学では、原則的にどのような団体・活動であろうと、大学の教育・研究活動を妨害するものでない限り、公認されてしかるべきであろう。形式論としてはその通りである。しかし、信教の自由は実質的な布教行為のコンテキストで考えられるべきである。

「信教の自由」には、他者の信教の自由を侵さない限りにおいてという内在的制約がある。他者の信教の自由に必要な配慮をしたうえで、本来、布教行為はなされるべきである。

2001年から今年にかけて、世界基督教統一神霊協会（通称、統一教会）による違法な伝道を告発した訴訟が、十数年の公判を経て結審し、原告（元信者）が勝訴している（櫻井2002a；櫻井2003）。布教の際に、団体名と活動内容・目的を意図的に隠し（各種のセミナーを称する）、被勧誘者の不安や恐怖心を煽るような言動によって入信させ、その後数年間にわたり各種の伝道活動や経済活動に信者を従事させたことが不法行為と判断された。

さらに、元信者による入信の決断は、教団の活動目的に関わる十分な情報開示がなされず、冷静に判断できる状況ではなかったもので、それは自由意志による自己決定とはみなされないという判示がなされた。自己決定・自己責任の原則には、インフォームド・コンセントと意志決定の自由度が条件として考慮されなければならない（山口1993；郷路1993）。

統一教会と緊密な関係にある「原理研究会」が1960年代よりキャンパス内で布教活動を行い、CARP（Collegiate Association for the Research of Principles）として、新入生の勧誘に熱心であることは、大学関係

者によく知られている。宗教的背景も含めて、活動主体、活動内容を新入生に十分に説明した上で加入を求めているのでなければ、問題がある。

また、学生の場合、「カルト」視される教団に入信し、活動することで、学業達成という学生本来の目的がそこなわれていないか、大学は考えてみる必要がある。社会に出る前に十分な知識・思考力を蓄えるために、高校生は大学生になり、学生の親はその授業料・生活費を負担するのである。いかに信念に基づくとはいえ、布教活動や組織の資金調達活動(自身の献金等も含めて)に忙しく、大学に来る暇もないとか、実験や演習に参加する余裕がないのであれば、大学として、そのような学業のあり方に意見することは必要ではないか。しかも、学生は予め活動実態を全て知った上で望んで入っていったのか、極めて疑わしい状況がある。クラブ活動や政治的セクト運動による怠業とは次元の違う問題がある。

次に、自律的な決定とみなすためには、自己決定するものの判断能力も当然考慮されなければならない。大学生は大人として遇されることが望ましい。しかし、およそ同世代の二人に一人が高等教育機関に在籍し、自らを「生徒」と呼称する学生もぼつぼつ出始めている昨今である。教育・研究上の指導以外にも、課外活動を含めて、日常生活上のトラブルに対処する方策を助言し、注意を喚起しておく必要が出てきたのではないだろうか。

学生の中には「優しい」がために、相手の気持ちを傷つけることを恐れて、様々な勧誘を断りきれないものが少なくない。誠実で熱心な勧めに弱い。世の中に悪人がいるのは知っているとしても、その見分け方に習熟してはいない。まして、善人が必ずしも善行をなすとは限らないというような「世間」の難しさを熟知しているものは少数であろう。

このような「現代的」学生気質である以上、大学の教職員が自分たちの学生時代を想起して、学生を大人とみなすことには無理がある。筆者は、「大学とは非情なところであるから全て自己責任でやりなさい。」というクラス担任の忠告を20数年前の北大入学式のガイダンスで受けて、さすが大学は違うと感心したものだったが、「学生生活実態調査アンケート」の自由回答を見る限り、学生は教職員、大学組織に相当の期待をしているのである。

その期待の一つに学内におけるトラブルの処理も含まれるであろう。筆者が本稿を執筆したのは、「カ

ルト」「自己啓発セミナー」等の勧誘トラブルの相談を、クラス担任、指導教官等の立場で受けたときに、どのような対応が可能かを現実的に考えてみたかったからである。学生本人や友人達、親等から相談を受けた際、「信教の自由」といった原則だけを語ってその場を乗り切ろうとする人はいないのではないか。自身の研究、仕事を短期間なげうって問題処理にあたる人は少なくないと思われる。個人としては良心的に対処するが、組織的対応までする必要はないというのも一つの立場である。しかし、実際この種のトラブルを引き受けた際、学内ですら、どこに情報を求め、どのような対処の仕方があるのか照会するだけでもかなりの時間がかかる。この種の問題処理は、当事者から第一に連絡、相談を受けた人だけがかぶってしまうという現状を考え直してはどうであろうか。これが、あえてトラブル対処の方策を提言する主たる理由である。

2. キャンパス内の宗教活動と学生の宗教意識

2.1 大学における勧誘行為等への対策

社会心理学会カルト問題研究会の調査によれば、大方の大学学生部において明確なキャンパス内の「カルト」対策は取られていない(安藤他1999)。しかし、学生から相談があった大学では、それなりに情報の収集を心がけているようであり、「カルト」問題に取り組む弁護士、宗教家、研究者・研究機関と連絡を取ったところもある。また、「カルト」に対して警戒するようガイダンス、文書を配布しているところもある。こうした対策が功を奏しているかどうかは十分に分からないが、学生はいくらかでも予備的知識を持つであろう。

北海道大学では「北海道大学新聞」(北海道大学新聞会という公認サークル発行、創刊1926年)が、伝統的に統一教会・原理研究会の勧誘に警告を発してきたが、1998年から精力的に「自己啓発セミナー」の問題性を指摘する記事を連載してきた。なお、北大にはもう一つの学生新聞「北大学生新聞」(北大学生新聞会、創刊1980年)があり、独特の宗教関連記事を掲載しているが、内容から判断して、両紙は対極に位置していると推察される。

学務部は最近学内広報誌を通して、学内で「自己啓発セミナー」や「カルト」系団体への勧誘を警戒する

よう学生に呼びかけているが、団体の名称を出せないために、キャンパス内に問題があることを喚起しても、どこの団体に対してどのように注意したらいいのか、具体性を欠く情報提供になっている。「自己啓発セミナー」や「カルト」と名乗る団体はあるべくもなく、学生はかなり入り込んでから、批判されている団体であるらしいと気づく。しかし、自分なりにいいところもあるのではないかと思ひこんでいるために、正式な団体名、活動内容を知ってもやめようとしない。むしろ、知りもしないで批判している人々に対して、組織を弁護するような態度をとることが多い。

2.2 学生の宗教意識・行動

ところで、大学が「カルト」系諸団体による勧誘行為に対して何らかの対策を講じるのであれば、学生が宗教的なるものにどのような関心をいただき、実際行動しているのかを把握しておいた方がいい。しかし、官庁統計やマスメディアの世論調査には若者の宗教意識・行動を直接調べたものはない。唯一、1994年から「宗教と社会」学会の宗教意識調査プロジェクトが実施している学生宗教意識調査が参考になる。これには筆者も参加しており、筆者の授業を履修する計数百名程の学生のアンケートが含まれている。一昨年度は全国74校の大学・短大計10,941名のサンプルを得ている。北海道大学の学生は全国の平均的の学生と、この問題に関して殆ど差がないことも数年間の調査で分かっている。

まず、学生のうちで信仰を持っていると自認するものは例年7%強であり、そのうち他人に信仰を勧めた経験のあるものは3割前後、さらに、10人以上に勧めたことがあるものはそのうちの4%程度である。宗教活動にアクティブな学生は1000人に1人いるか、いないかである。しかも、そうした学生の所属する教団が「カルト」である確率はかなり低いので、学内で学生が勧誘する分にはそれほど警戒する必要がない。問題は学外者の勧誘である。

勧誘を受けた経験では、気功3.8%(実際に参加・体験3.8%)、自己啓発セミナー4.7%(同0.9%)、ヨガ教室2.6%(2.0%)、チャネリング0.8%(0.3%)、手かざし20.3%(7.6%)、ヒーリングセラピー1.9%(1.3%)である。なお、先に述べた社会心理学会マインド・コントロール研究会の調査では学内で問題になった勧誘の最頻事例が統一教会、原理研究会(CARP)である。宗教意識調査対象の学生達は、「宗教的トラブル

があったときに相談できるような公的窓口の設置が必要だ」という意見に、69.5%がそう思う、21.2%の学生がどちらかといえばそう思うと答えており、「街頭での布教は迷惑だから、法律によって規制すべきだ」という意見には、30.7%がそう思う、36.9%がどちらかといえばそう思うと答えている。

ここには、自己判断・自己責任の処理に自信がないために、勧誘を予め規制してほしいという学生の意識が窺える。そのような学生に独立自尊の気概を持つというのも一方であるが、学生達は自分達の心性が勧誘者と共鳴する部分が少なくないことを知っており、誘われたら断れないかもしれないと思っているのではないか。

オカルトへの信憑性として、「宜保愛子の霊視を信じる、あり得る」と答えるものが28.9%、オーラの存在は51.6%、テレパシーの存在は49%。臨死体験63.4%、輪廻転生56.2%、死後の世界50.9%の割合で肯定している。超常現象はエンターティメントとして楽しんでいるに過ぎないとも言えるが、ありえないと言い切れないものが少なくない。日本人は無宗教といわれ、実際に信仰生活をおくっていると自他共に認める人は極めて少数であるが、宗教的なるものを気にせずにおれない人が多い。宗教に関心を持つ学生は全体の35%前後と予想以上に高い。

しかし、宗教への悪いイメージを持っているものは男子49.2%、女子60.6%と、警戒していることも確かである。この関心と警戒心のバランスをうまくとるような宗教情報の提供がなされれば、勧誘に対して少し抵抗力を付けることができるかもしれない。

2.3 スピリチュアリティの探求とセラピー文化

学生の宗教意識の傾向を要約すると、殆どが宗教集団には関心もなく、加入もしていないが、神秘的なもの、精神的なものへの関心は高いということである。このような傾向に加えて、青年期特有の行動として、人生の意味を追求し、世界観を確立することを目指す学生もいる。入学したての学生はそれなりに人生の構想に希望を抱き、新しいことを何でも吸収してやろうという意気込みでいる。このような学生気質はアメリカも同様らしい。

しかし、日本のキャンパスとは異なり、スピリチュリティ志向の学生に対して、教団宗教側からの働きかけが盛んである。プロテスタント教派の宣教活動・社会活動のプログラム等が多くのミッション系大学

でなされ、公立の大学ですら、学生をセックス・飲酒・ドラッグ等の悪癖から遠ざけるために、この種の活動を好ましく思っているといわれる。福音派の活動は伝統的な教派より活発であり、進化論と創造論(人間・歴史の誕生を創世記に求める議論)のどちらを教えるべきか、或いは平行して教えるべきかなどといった創造論者の処遇をめぐる問題も出るくらいに、保守的宗教勢力は教育へ介入することを求めている(Cherry et al.2001: 2-3,53-76,273-295)。この点でアメリカは他の西欧諸国と比べても特殊であり、様々な宗教団体がそれぞれにキャンパス内で宣教活動を行っているのである。

しかし、多様な宗教的価値観と宗教的活動を認めることが大学、及びアカデミズムの大原則であり、宗教活動に対する規制は殆どなされないのが現状である(宣教の声で授業ができないような場合に注意するという程度の介入)。アメリカの多元的なエスニシティ、宗教の構成に合わせて、大学でも宗教に関わる教育・研究は多元主義的アプローチが重視されている。従って、キャンパス内における「カルト」の勧誘に大学が関知することはありえないし、宗教研究者・教育者は、宗教的多元主義の下、少数者の信教の自由を守るために、「カルト」問題の存在を認めないものが多い(プロムリー 1986)。

ところで、スピリチュアルなものを個人的に求める傾向は若者に限ったことではなく、現代社会の趨勢そのものである。高田保馬は「社会結合定量の法則」として、一社会における社会関係の総量は変わらないということをいった(高田 1971:183-198)。個人と家族・親族、地域社会、職場組織の関係が薄くなれば、その分、国家が福祉的な行政に力を入れることになる。同じように、一社会における人生の意味探求、世界観構築への人間的欲求の総量は変わらないと考えられる。地縁組織を媒介した民間信仰や、強力な信者仲間を介した教団宗教が衰退するにつれて、個人で人生の意味を求め、新しい人と人との出会いを宗教ではない形で求める人が増えている。それらは様々なネットワーク型の運動になり、「新霊性運動」になったり(島園 1996)、ボランティアという自己実現の形態をとったりもする。近年、家族や学校、職場社会が、躰や教育、労働を通じて子供を日本社会の鋳型にはめ込んでいく機能を失ってしまったために、国家の側から歴史教育やこころの訓育による望ましい大人像が提示され始めた。

また、人との関わりを自ら求めるのが苦手な人には、「癒し」文化が用意されている。医療や心理の専門職による「治療や相談」による「こころのケア」から、セラピー産業が提供するセラピーや自己分析まで、専門家集団による「ケア」が日常の生活集団による「ケア」を凌駕しつつある。こうした社会変化の先を行くアメリカにおいて、心理療法の専門家や、宗教者が、治療や相談の域を超えて、クライアントや信者の心理、及び生活自体を支配してしまう行き過ぎが1980年代から指摘されていた。精神病理学や臨床心理の専門家が、「カルト」や「自己啓発セミナー」の教化過程や治療過程において「心理的虐待」を問題化し、セラピーを行う専門職、集団に倫理的基準の遵守を呼びかけてきたのである(櫻井 2003; 蓮見 2002: 210-214)。

日本において、「カルト」や「自己啓発セミナー」が問題化してきた状況も同じである。

では、そのような状況において、宗教或いはスピリチュアルなもの、癒しといった文化的価値や現象に、われわれはもちろん、若い世代がどのように向き合っていくべきなのかを残りの紙幅で考えてみたいと思う。以下では宗教情報教育の試みを紹介したい。

3. 宗教情報教育の可能性

3.1 日本における宗教教育の特徴

学校教育における宗教教育の歴史的変遷を井上の論考により略述すると、明治以降今日まで4期に分けられる(井上 1997: 4-12)。第一期、明治前期では、当初、宗教と教育が未分化な状態があり、国が宣教使、教導職を配置するなど僧侶・神職により国民教化をなそうとしたが、学制が整備されるにつれ、この役割は教育制度に移っていくことになった。第二期、明治中期から大正期では、教育勅語を中心とする国家神道の教育が強化され、公立学校において宗教教育、儀礼の実施が禁止された。国家、天皇制崇拜は宗教ではないとされたのである。第三期、昭和前期には、国家総動員体制の下、私立学校でも御真影拝礼、教育勅語奉読等が強要されるようになり、ミッションスクールは「受難の時代」を迎えた。第4期、戦後期は自由な宗教教育の時代であり、公教育から宗教教育が排除され、私立学校では自由な宗教教育が行われる環境ができた。

加藤によれば、日本の公教育では、信教の自由、政

教分離(宗教に対する中立性)を形式的に解釈し、学校では宗教に関する事柄を一切教育しないというたてまえを維持しながら、「宗教的情操教育」は必要であるから徳育的内容を教育しようと政策レベルで介入がなされている(加藤 1999: 93-133)。この結果は興味深い学生像を生み出すことになった。学生は一般に宗教的知識に乏しいが、先に述べた意識調査でも明らかなように、宗教的事柄・オカルト的内容には半数近くが関心を示している。しかも、それらのことを知っている・関心ありというものが信憑性ありと応えるものである割合が高い。宗教的知識を持ちながら、オカルトや特定教団の宗教活動に批判的な学生は極めて少ないのである。

冠婚葬祭にはじまる人生の通過儀礼、盆正月の年中行事、或いは街頭や訪問で近づいてくる布教者への対応など、われわれは宗教的事柄につきあっているかざるをえない。常識的な社会生活を送るためにこそ、宗教に関わる知識が必要である。水子や先祖の祟りをかたる靈感・霊視商法は、伝統文化の弱い都市部で多くの被害者を生み出している(櫻井 1991)。

また、教育・医療・福祉等のように、人権や公共性といった社会的善/悪の基準をたてるにしても、宗教的価値観の入りやすい分野がある。宗教的情操は、道徳を教えるのに適切な「こころがまえ」を作るし、ターミナルケアや脳死問題において「死」の個人的・社会的定義が必要になる。或いは、福祉施策における平等や扶養の問題は、世代や家族、コミュニティの倫理観抜きに考えることが難しい。国際紛争や戦争の原因は経済・政治的事柄に端を発しているのであるが、宗教的シンボルは国民や民族を動員する強力な武器となる。このような社会的現実を考察するために、そして、不必要で不用意な「宗教的情操」を持ち出す政治的介入を見抜くためにも、宗教を知ることは必要である。

なお、筆者が提案する「宗教情報」の教育は、教育基本法改正の中教審答申(2003年3月20日付け新聞報道)の中で述べられた「宗教的情操」をはぐくむ教育とは一線を画していることを確認しておきたい。それは、「こころの教育」というソフト化されたキャッチフレーズも同様である。情操や「こころ」といった内心に変化を呼び起こす教育的介入には、特定の宗教的意味体系や宗教的体験の説明、つまり、教派教育が必然的に付随する。教団立の私立学校がそれである。習俗や儀礼によって、他人や地域への愛

情、伝統の尊重、国を愛するという価値を教えるのに適した宗教はある。それが神道であるという主張であり、ねらいは明確である(杉原 2001: 41-120)。このように、宗教的情操やこころの教育という目標を掲げても、不偏不党の立場からできるわけがないのである。要するに、宗教的価値観や情操を持つ人を尊重することと、皆がそのようなものを持つように育てることは、全く異なる種類の教育なのである。

3.2 宗教情報教育のねらい

筆者がここで取り上げたいのは宗教的情操教育ではなく、宗教的知識にのみ着目した宗教情報教育である。最小限の目的は、入信者や会員の資産、労働力搾取をねらう「カルト」団体から自分の身を守れる程度の予備的な宗教情報を持たせる、怪しい団体にははっきりノーと言えるように注意を促すというものである。しかし、これだけでは悪徳商法にご注意という宗教情報の消費者教育でしかない。「カルト」視される団体とは、人権や社会的公共性という観点からして相当の逸脱があると認められた団体である。その定義は、社会的価値観や社会的通念から出されたものであるから、それらの諸価値と宗教活動との対比がなされ、どの点でどのような問題があるのかということを具体的に指摘しなければならない。それができないのであれば、それは異形の宗教に対する単なる偏見に過ぎない。

そこで、宗教情報教育の最大限の目的として、人権や公共性に配慮しながら社会的価値を考えるとということになる。しかも、現代社会の構図がある程度把握できなければ、なぜ、特定の教団や宗教運動に暴力的行為が発生するのかを理解できない。教えや教祖のパーソナリティに問題があるから問題行動が生まれてくるということでは単純すぎる。教団内の権力関係は、救済財の交換による権力の発生という社会的交換論からの説明が可能である。また、教勢を拡大する教団の運動形態も、資金と労力をどのように外部社会から調達するかという資源動員論の観点から説明することも可能である。このような社会学上の知見を用いながら、善良な信者の意図せざる結果が教団組織の活動に発生することを説明していくことで、宗教集団という形態をとる宗教の多面性が理解されるのではないかと思われる。

布教に応じるのは、眼前の布教者の人柄に惹かれるからである。「こんないい人達がうそをつくわけが

ない」皆親切にしてくれる」本当の人間関係がここにある」という入信者や入会者の実感に間違いはない。しかし、作為の状況という可能性もあるし、善良な意図が集会的には悲劇的結末を生み出す可能性もある。こうした事例を説明することで、実感主義に陥らず、冷静に行為の意味を考えることの意義を伝えることができないであろうか。

このような教育が一教師、一授業科目で達成できないのは自明であり、カルト問題一つ考えるのにも、宗教学、宗教社会学、宗教心理学、精神病理学、法学等の専門的知識に加えて、カウンセリング等に関わる現場の意見、元信者の経験談等、多くの情報が、本来必要である。

3.3 講義例：現代の「カルト」問題と宗教の暴力

筆者はミニマムな試みとして「カルト、マインド・コントロールと現代社会」という全学教育の講義を毎年前期開講し、新入生勧誘の時期に、こうした問題があることを学生に注意してきた。或いは、論文指導講義において、十数名の学生と自己啓発セミナーに関する文献を輪読したりしている。特に新学期は受講生から数件の相談を受けたり、自転車置き場や事務の窓口でサークルの勧誘をしているという団体は何ですかという質問を受けたりしている。稀に学生の親から相談されたり、ホームページでカルト問題を解説しているために他大学の学生からメール相談を受けたりする。可能な限り相談に応じている。

2002年度の全学教育、「社会の認識」で行った講義のシラバスは次のようなものである。

「宗教と暴力 - 『カルト』、『ファンダメンタリズム』と現代社会 - 」

- 1 宗教と暴力の親和性 1)20世紀末の「カルト」事件
- 2 宗教と暴力の親和性 2)宗教・政治紛争
- 3 オウム真理教事件とその後
- 4 「カルト」・「マインド・コントロール」論の流行と批判的検討
- 5 宗教集団の「カルト」化
- 6 宗教社会学の知見 入信論 人はいかにして宗教団体に加入するのか
- 7 宗教社会学の知見 離脱論 人はいかにして宗教団体から脱会するのか

- 8 宗教史の知見 近世以降の宗教ブームと社会情勢
- 9 現代社会論から 情報・消費社会と新しい宗教意識
- 10 キャンパス内の様々な勧誘への対処について

3.4 被勧誘トラブルの対処方法

大学は様々な団体によるキャンパス内外での学生の勧誘活動をなくすことができないし、すべきでもないだろう。現実には、大学は、「カルト」視される団体であれ、「自己啓発セミナー」であれ、それらを統制する力をもたない。このような状況があるからこそ、学生に諸注意を促すことが必要なのである。黄色の開運財布を買えば、一万円札が勝手に入ってくるという誇大広告を信用する学生はいないと思うが、様々な悩みを解決できて、人生や世界に希望を見いだすセミナーや話し合いのサークルがありますよという勧誘にこころ惹かれる学生はそれなりにいるだろう。「宗教」・「癒し」を作り、販売する側と、それを欲し、消費する側がいるからこそ、「布教・入信」という宗教的市場が形成される。できることなら、そこで行われる選択、取引が十分な情報と思慮を持ってなされることを期待したい。

このような取引は全く個人的な事柄であるが、学生が関わり、キャンパス内で行われているという性格上、大学はそこにそれなりの責任を持つのではないだろうか。筆者が提言する宗教情報教育や、新入生への注意の喚起などは入り口の対処方法であり、大学が果たせる最小限にして、最大の効果を発揮できる対処である。

筆者は、こんなことをせずとも、学生が一般社会や生活上の情報をそれなりに持ち、的確な判断力を持っておれば、学生にとって不都合な結果は未然に防げると考えている。しかし、現在の学生気質、学生を取り巻く状況を鑑みて、問題に的を絞った情報提供が必要ではないかと考える。さらに、宗教情報教育を主張する理由として、「自己啓発セミナー」や「カルト」に入ってしまった学生を大学が連れ戻すという形で問題を解決するのは相当に困難であるという認識を持っている。教師が一喝すれば目が覚めるとか、間違いを諍々と説いていけば気づくはずという楽観論を適用できる人はわずかである。本人が友人・家族にでも帯同されて相談に訪れるということは、本人は自分でおかしいと気づいているのであり、誰かに自分の決心を後押ししてもらいたいだけの場合

が多い。いずれ、時が来たらやめる人である。しかし、こういう人は少ない。「カルト」側、「カルト」批判側、双方からの意見を等距離で聞ける状態の時に、予備的知識を持ってもらったほうが、キャンパス内勧誘という問題に対処しやすいのである。

そうはいつでも巻き込まれてしまった場合にどうするか。既に述べたように、本人が相談に来るような状況であれば、問題は殆ど解決している。学生相談窓口であっても、担任や指導教官であっても、相談者の決断を支持するだけですむ。心理的に切れているのであれば、あとは金銭的なトラブルや当該の集団とどのように関係を切るかという相談に応じればよい(日本弁護士連合会1999)。学生の場合、「自己啓発セミナー」では3日程度の初級セミナーが7,8万。その上が4日ほどで15万前後であるし、家からの仕送りから「カルト」に献金したとしてもそれほどの額にはならない。社会人のように自己破産に追い込まれるほどの金銭的収奪は受けない。心理的・身体的な拘束(活動に専念させるという意味で)が問題である。そこが切れるのであれば、それでよしとして、残りの学生生活を充実させる方向で生活を設計し直せばよい。

問題は、学生の友人や親が本人の勧誘行為や変わった言動に気づき、これを学生相談室や担任・指導教官等に相談として持ちかけてきた場合である。可能であれば、本人を連れてきてもらって、加入団体に関わる様々な情報を提示して、活動内容の確認をした上で、それでも継続したいかどうかゆっくり考えてもらうというやり方がある。これは、当該団体に関する公開/非公開の情報を知った上で、当該団体からの離脱を働きかけるという特殊なカウンセリングに属する。「脱会カウンセリング(exit-counseling)」として欧米や日本で知られている方法である(マデリン・ランドー・トバイアス, ジャンジャ・ラリック1998)。これは大学の教職員の手にあまる仕事である。さらに、本人を当該の団体とかけあって連れ戻す、或いは離脱させるということも難しいし、その行為の是非をめぐる複雑な問題がある。つまり、外見上、本人は自らの意志で活動に熱中している状態なのであり、それをあるべきではない状態と判断し、活動を停止させるという強力な介入を行う権限は少なくとも大学にはない。話し合う以上のことはできない。

しかし、このような難しい相談や学生のトラブルを引き受けてしまった教職員がいたら、大学は最低限、その人を支援するという姿勢は示すべき

である。なぜなら、この種のトラブルを起こす諸団体は資金力、人の動員力の面で、教職員個人の力量をはるかに上回る。学生、教職員を守るという毅然とした大学の態度が、威力妨害等を未然に防ぐ。

4. 結びとして

「自己啓発セミナー」や「カルト」視される諸団体の勧誘・布教をめぐるトラブル対処が、学生生活の改善に役立つというような提言は、従来殆どなかったといってよい。しかし、それらの諸団体は、活動目的や活動内容の実態を秘匿したままで、被勧誘者の労力や資金をねらったものが少なくない。学生が十分な情報を得て、冷静に判断できる状況において加入の意志決定を下しているのであれば、大学はそれを尊重すべきである。しかし、実態は異なる。また、そのような活動の結果、学生が学業と大学生活を充実させ、それを喜びとするような状況に至らない点が見受けられるとしたら、大学は当該の学生に本来の目的が何であるかと注意を喚起するべきであろう。このような各種団体の勧誘行為に対して、大学は新入生のオリエンテーション等において諸注意を行うことがトラブルを未然に防ぐ最も効果的な方法である。さらに、宗教情報教育のように課題を絞った講義において、現代のスピリチュアル志向や宗教集団の諸問題を予め考察しておくことも、宗教に対する見方を形成する上で意義があろう。

しかし、最も確実なことは、学生が実生活上で様々な問題に直面したときに的確な判断を下せるように、大学教育において幅広い知識と深い洞察力が涵養されることである。全学教育における様々な授業科目の目的はそこにあることを今一度確認しておきたいと思う。

参考文献

- 安藤清志, 西田公昭, 村田光二, 渡辺浪二, 潮村公弘, 土田昭司, 源氏田憲一(1999), 'College students and religious groups in Japan: How are they influenced and how do they perceive the group members?' Japanese Psychological Research, 40(4)
- 井門富二夫(1997), 『カルトの諸相』, 岩波書店
- 井上順孝編(1997), 『宗教と教育 - 日本の宗教教育の

- 歴史と現状』, 弘文堂
- 加藤西郷 (1999), 『宗教と教育 - 子供の未来を開く - 』, 宝蔵館
- 郷路征記 (1993), 『統一協会マインド・コントロールのすべて - 一人はどのようにして文鮮明の奴隷になるのか - 』, 教育資料出版会
- 榊博文 (2002), 『説得と影響 - 交渉のための社会心理学 - 』, プレーン出版
- 櫻井義秀 (1991), 『消費者被害 - 霊感商法を中心に - 』 『北星学園女子短期大学紀要 27号』, 53-91
- 櫻井義秀 (2002a), 『『宗教被害』と人権・自己決定をめぐる問題 - 統一教会関連の裁判を中心に - 』 『現代社会学研究』, 15, 63-81
- 櫻井義秀 (2002b), 『日本における『カルト問題』の形態 - 宗教社会学的『カルト』研究の課題 - 』 南山宗教文化研究所編 『宗教と社会問題の間 - カルト問題を考える - 』, 青弓社, 100-118
- 櫻井義秀 (2003), 『『マインド・コントロール』論争と裁判 - 『強制的説得』と『不法行為責任』をめぐる』 『北海道大学文学研究科紀要』, 109, 59-175
- 島園進 (1996), 『精神世界のゆくえ - 現代世界と新霊性運動 - 』, 東京堂出版
- Conrad Cherry, Betty A. Deberg, and Amanda Porterfield (2001), *Religion on Campus*, The University of North Carolina Press
- 杉原誠四郎 (2001), 『日本の神道・仏教と政教分離 - そして宗教教育 - 』, 文化書房博文社
- スティーブン・ハッサン (1993), 浅見定雄訳 『マインド・コントロールの恐怖』, 恒友出版
- ディビッド・プロムリー, アンソン・シュウプ (1986), 稲沢五郎訳 『アメリカ「新宗教」事情』, ジャブラン出版
- 高田保馬 (1971), 『社会学概論』, 岩波書店
- 西田公昭 (1995), 『マインド・コントロールとは何か』, 紀伊国屋書店
- 日本弁護士連合会 (1999), 『宗教トラブルの予防・救済の手引き』, 教育資料出版会
- 蓮見博昭 (2002), 『宗教に揺れるアメリカ - 民主政治の背後にあるもの - 』, 日本評論社。
- マデリン・ランドー・トバイアス, ジャンジャ・ラリック (1998), 南暁子他訳 『自由への脱出』, 中央アート出版
- 山口広 (1993), 『検証・統一協会 霊感商法の実態』, 緑風出版